

セクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止について

令和 5 年12月25日
日本私立大学協会
会長 小原 芳明

憲法26条は「すべて国民は、法律の定めるところにより、その能力に応じて、ひとしく教育を受ける権利を有する」と教育を受ける権利を保障している。この基本的人権のもと、大学を含む全ての学校は、そこで学ぶ者誰もが安心して安全に学べる場でなければならない。

翻って、昨今、大きな社会問題となっているセクシャルハラスメントを含む性暴力等は、大学を含む学校において学生・生徒・児童から安心・安全な学びの場を奪うに留まらず、個人の尊厳を深く損壊し、その未来をも奪う行為であり、断じてこれを容認することはできない。

日本私立大学協会は、平成31年に策定した「私立大学版ガバナンス・コード」において、ハラスメントを含む危機管理体制の整備とマニュアルの整備、ハラスメント防止対策に取り組むことを掲げ、その防止に取り組んできた。昨今の状況を踏まえ、附属学校を含む加盟各大学において、これまで講じてきたセクシャルハラスメントを含む性暴力等の防止策および対応策を、以下の点に留意して、一層着実に進めていきたい。

- 1 セクハラ・性暴力等の行為者への厳正な対処に係る方針等の整備
- 2 セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分基準の整備
- 3 セクハラ・性暴力等の行為者に対する懲戒処分の公表
- 4 教員採用段階における学生に対するセクハラ・性暴力等を原因とする懲戒処分履歴等の確認
- 5 学外関係機関（警察・医療機関等）との連携